

1. 本論文の構成

第1章 研究課題と構成

- 第1節 有形固定資産会計の現在
- 第2節 研究課題
- 第3節 本論文の構成

第2章 資産再評価の会計基準

- 第1節 資産再評価の会計基準とは何か
- 第2節 国際会計基準・オーストラリア—fair value型—の会計基準
- 第3節 イギリス—value to the business型—の会計基準
- 第4節 アメリカ—資産再評価に向けた予兆
- 第5節 資産再評価の会計基準にみる2つの型
—fair value型とvalue to the business型

第3章 オーストラリアの論理—fair value型の会計基準

- 第1節 2つの問題提起
- 第2節 オーストラリアの会計実務
- 第3節 資産再評価の会計基準の変遷
- 第4節 資産再評価を説明する会計理論
- 第5節 fair value型の会計理論

第4章 イギリスの論理—value to the business型の会計基準

- 第1節 1990年代におけるイギリスの経験
- 第2節 資産再評価をめぐる論争の背景
- 第3節 原価か、それとも時価か
—討議資料「財務報告における価値評価の役割」(1993年)
- 第4節 資産再評価の会計基準の論点
—討議資料「有形固定資産の測定」(1996年)
- 第5節 会計基準設定の論理とvalue to the business型の意義

第5章 減損損失の戻し入れをめぐる論理

—アメリカにおける潜在的な再評価論争

- 第1節 会計基準設定プロセスにみる1つの論争
- 第2節 戻し入れをめぐる論点とコメントレター
- 第3節 回答内容
- 第4節 分析
- 第5節 資産評価をめぐる対称性
—分析から得られた2つのインプリケーション

第6章 日本における資産再評価

—資産再評価法と土地再評価法の「再評価」

- 第1節 有形固定資産に関する会計基準の現在
- 第2節 資産再評価をめぐる2つの経験
- 第3節 資産再評価法—1950年代の経験
- 第4節 土地再評価法—2000年代の経験
- 第5節 実証研究に向けた課題

第7章 実証研究の分析フレームワーク

- 第1節 なぜ分析フレームワークが必要か
- 第2節 土地再評価の実施状況と予備的考察
- 第3節 土地再評価をめぐる3つのギャップ
- 第4節 分析フレームワークの構築
- 第5節 先行研究のレビュー

第8章 企業の論理—なぜ、特定の企業は土地再評価を実施したか

- 第1節 経営者のインセンティブをめぐる研究の必要性
- 第2節 予備的分析
- 第3節 仮説
- 第4節 分析と結果
- 第5節 土地再評価と経営者のインセンティブ

第9章 信頼性の罫—時価測定をめぐるパラドクス

- 第1節 地価が下落するなかでの不動産売却益
- 第2節 仮説
- 第3節 リサーチ・デザイン
- 第4節 結果と解釈
- 第5節 土地再評価と時価測定の信頼性

第10章 市場の論理—証券市場は企業の意図を見透かしているか

- 第1節 対峙する2つの市場評価
- 第2節 仮説と検証課題
- 第3節 リサーチ・デザイン
- 第4節 結果
- 第5節 土地再評価と日本の証券市場

終章 結論と残された課題

- 第1節 理論的素材の整理
- 第2節 実証的素材の整理
- 第3節 資産再評価の会計理論
- 第4節 日本に対する示唆
- 第5節 本論文に残された課題

2. 第1章 研究課題の設定

本論文の目的は、資産再評価 (asset revaluation) の会計に関する理論的素材と実証的素材を収集し、これらの両方の観点から会計理論と会計基準を考察することである。これに当たり本論文では具体的に2つの研究課題を設定している。

1つは、イギリスやオーストラリアに存在する資産再評価の会計基準について、その存在理由と具体的な会計処理の論拠を説明することである。これらの国に着目する理由は、現在、日本には資産再評価に関する会計基準が存在せず、また資産再評価に関する議論の蓄積も少ないことから、海外で活発に行われている議論やその実務に関する豊富な経験を参考にすることが有益であると考えられるからである。こうした事情から分析対象の大部分は海外の会計基準になるが、一方で日本における資産再評価のあり方を検討するために、日本でかつて行われた資産再評価法や比較的最近に行われた土地再評価法の分析・評価も併せて行う。この第1の研究課題に関する作業は具体的に次のとおりである。

- ・資産再評価の会計基準の生成の論理を明らかにする。
- ・資産再評価の会計処理あるいは会計基準を会計理論の観点から説明する。
- ・資産再評価の会計基準を設定する際に海外において問題になった点を整理し、これに会計基準設定者がどのように対処したかを明らかにする。
- ・資産再評価の会計処理と会計基準に関する理論的課題を明らかにする。

もう1つの研究課題は、資産再評価をめぐる実証分析を行うことである。この課題を設定する理由は、会計基準の評価にはその内面的かつ理論的な首尾一貫性の観点だけでなく、会計情報の利用者に対する有用性の観点も併せて必要であると考えられるからである。

現在、イギリスやオーストラリアには資産再評価に関する実証研究の豊富な蓄積がある。まずはこれについて詳細なレビューを行ったのちに、日本で行われた土地再評価の実証分析を展開する。

本論文が実証分析を行うそもそもの発想は、会計理論に裏付けられた会計基準について、そのアウトプットたる情報の有用性を実際に確認し、評価するためである。これに対する有効なアプローチの1つは、再評価情報に対する証券市場の反応を検証することであり、本論文でもその検証を行う。最大の問題は、再評価情報と証券市場反応の関係を説明する因果的なロジックの解明である。この解明に当たり、本論文では、日本企業が再評価を行う動機と、再評価情報の信頼性について分析し、これらと証券市場における反応との関係を分析する。

- この第2の研究課題に関する具体的な作業は次のとおりである。
- ・海外で行われた実証研究について、その結果と課題を整理する。
- ・日本企業が土地再評価を行った動機を明らかにする。
- ・土地再評価情報の信頼性を明らかにする。
- ・土地再評価情報の価値関連性を証券市場参加者の立場から明らかにする。

本論文の最後では、これらの理論的素材と実証的素材にもとづいて、資産再評価の会計について考察するとともに、日本に対する示唆をひきだすことを試みる。

3. 第2章 資産再評価の会計基準のレビュー

第2章では、海外に存在する代表的な資産再評価の会計基準を取り上げ、その内容の整理と各国間における比較分析を行っている。その主な結果は図表2-10(p.22)に一覧表として示したが、本論文の展開上とくに重要な発見事項は次の2つである。

第1は、各国における資産再評価の会計基準には、いくつかの共通点がみられることである。まず、資産再評価はあくまでも代替処理であり、強制されているわけではない点である。次に、資産再評価が行われる場合でも、すべての資産について毎期定期的に行う必要はない点である。そして、再評価差額金の取扱いはプラスかマイナスかによって非対称的に異なっている点である。

第2に、以上のような共通点がある一方で相違点もあり、これにより資産再評価の会計基準は大きく2つの

タイプに分けて捉えることができることである。1つは、国際会計基準とオーストラリア基準にみられるタイプであり、公正価値にもとづいて再評価を行うfair value型である。もう1つはイギリス基準にみられるタイプであり、企業にとつての価値にもとづいて再評価を行うvalue to the business型である。後者のタイプでは比較的に詳細な開示ルールが設けられていることも特徴である。

また、アメリカには資産再評価の会計基準が存在しないが、2000年以降に公表された有形固定資産に関する会計基準をみると、いずれも会計処理において公正価値にもとづく測定が含まれている。また公正価値の測定方法についても活発に議論が行われている。こうした状況を踏まえると、アメリカではfair value型の資産再評価に向けた予兆が現れていると解釈することができる。

4. 第3章 fair value型の論理—オーストラリア基準の分析

第3章では、fair value型の資産再評価としてオーストラリア基準を分析している。論理の解明にあたり、次の2つの問題を設定した。1つは、なぜオーストラリアにおいてそもそも資産再評価の会計基準が存在するかであり、もう1つは、なぜfair value型が採用されているかである。

これに対して、まずオーストラリアの実務環境と資産再評価に関する会計基準の歴史の変遷を記述した。オーストラリアでは創造的会計(creative accounting)による実務の多様化が問題視されており、資産再評価の領域はとくにそれが顕著であった。本論文ではこれを個別企業の財務諸表の観察とマクロ的な統計データから明らかにしている。続いて、資産再評価の会計基準の変遷を整理し、会計基準が改訂された経緯と内容を分析した。この結果、とくに重要な改訂は再評価の測定について上限額だけを定めていたルールから、公正価値に一本化したルール、すなわちfair value型へ進展するという歴史的経緯を明らかにした。これらの分析と解釈を踏まえ、オーストラリアで資産再評価の会計基準が存在する理由は、一貫した会計処理のルールを設け、会計処理をめぐる実務の多様化を抑制させるためであると結論づけた。

続いて、資産再評価を説明する代表的な会計学説に着目し、会計理論の観点から資産再評価の意義について検討した。取り上げた会計理論は、業績評価アプローチ、受託責任アプローチ、資本維持アプローチ、計算構造アプローチの4つである。これらの会計理論により資産再評価の目的や意義は説明できるが、一方でこの理論的観点から資産再評価の会計基準に求められる要件は、第1にすべての資産を再評価の対象にすること、第2に時価の測定方法を一貫させること、第3に測定単位を厳密に定義することであることを明らかにした。この観点からオーストラリアにおけるfair value型への移行を評価すると、いまだいくつかの課題を残しているものの、理論的な一貫性は高まっており、この意味で一定の評価ができると考えられる。

最後に、会計処理プロセスの観点からfair value型の論理を検討した。固定資産の価値の上昇に関する会計処理は、通常の取引と比べて会計処理のプロセスが整合しないことを示し、しかしfair value型にすることで他の取引と会計処理のプロセスが整合性しうることを指摘した。fair value型の資産再評価は、このような会計基準の内的整合性という観点からも一定の評価ができる結論づけた。

5. 第4章 value to the business型(イギリス基準)の分析

第4章では、もう1つのタイプであるvalue to the business型のイギリス基準を取り上げ、その論理を解明するために第3章と同様に2つの問題を設定した。1つは、なぜイギリスにおいて資産再評価の会計基準が存在するかであり、もう1つはなぜvalue to the business型が採用されているかである。

イギリスでは1990年代に入ってから資産再評価の会計基準について活発な議論が展開されている。そこで、まずそれらの議論に至った背景を記述した。具体的には、1970年代から80年代にかけてのインフレーション会計の議論と、1990年当時の会計基準と実務の状況、そして会計基準設定者が行った論点整理についてである。この結果、イギリスにおいてもオーストラリアと同様に、資産再評価をめぐる会計処理の多様化がみられ、これに対処するために資産再評価の会計基準が設定されるに至った歴史的経緯を明らかにした。

次に、会計基準設定者が資産再評価の会計基準を設定するまでの過程に着目し、そこで行われた議論の内容を分析した。分析の結果、重要な発見事項はASBが企業の立場を重視した点である。具体的には次のとおりである。ASBは会計理論の観点からあるべき会計処理について検討したが、その場合に財務諸表作成者である企業から反発が予想された。そこでASBがとったアプローチは企業の立場を重視するものであり、資産再評価の頻度や単位について、企業の立場に歩み寄った形跡が確認できた。さらに、企業の立場を重視する立場は再評価の測定についても貫かれていた。オーストラリア基準が公正価値に特定化したのとは対照的に、イギリスでは「企業にとつての価値」の概念のもと、個々の企業のおかれた状況によってもっとも適切と考えられる評価方法を選択できる方式が採用されていた。ASBは、こうした概念を取り入れることで、企業側の理解を求めたものと解釈できる。

最後に、イギリス基準では詳細な開示ルールを求めている点についても言及した。本論文ではこれを、再評価情報の信頼性を担保し、財務諸表利用者の立場とのバランスを保つものとして解釈した。会計処理の側面では企業の立場を重視し、情報開示の面では財務諸表の利用者の立場を重視する点に、value to the business型の特徴がみいだせると考えられる。

6. 第5章 アメリカにおける潜在的な再評価論争の分析

第5章では大きく視点を変え、資産再評価の会計基準が存在しないアメリカに着目し、そこで行われた潜在的な再評価論争を分析した。あえて資産再評価が認められていない国を分析した理由は、資産再評価が認められていない国の視点を通じて、資産再評価のさらなる側面を明らかにするためである。分析内容は、アメリカの会計基準設定プロセスにおける減損損失の戻し入れをめぐる議論に着目し、簿価を上方向に修正する際の理論的根拠とこれに関する経営者の動機を明らかにすることである。これにあたり、会計基準設定プロセスで企業から寄せられたコメントレターを入手・分析した。主な発見事項は次のとおりである。

まず、減損の戻し入れに対して否定的な見解と肯定的な見解を明らかにした。前者は、原価主義会計との整合性、利益変動の抑制、利益調整の機会の排除、当初の減損処理の信頼性といった観点にもとづき、後者は、表現の忠実性、会計処理の一貫性、概念の整合性、保守的な会計処理といった観点にもとづくものであった。

次に、討議資料の他の論点に対する回答との関連をみると、戻し入れに否定的な企業はそもそもの減損の認識に対して比較的慎重である傾向が発見できた。逆に戻し入れを要求する企業は減損の認識に対しても肯定的であることが示唆された。

さらに、戻し入れを要求する理由には業種特殊な理由が認められたほか、戻し入れを要求する企業の背景には、戻し入れを増益材料として活用する機会を保持しておこうとする経営者のモチベーションの存在が示唆された。また、戻し入れを実施することに伴う実務コストや財務的影響度の低さも影響要因として示唆された。

これらの発見事項によるインプリケーションは、資産評価をめぐる対称性という観点にもとづいた資産再評価のロジックである。減損の戻し入れをめぐる議論は当初の減損処理の議論と密接に結びついているため、会計処理の一貫性という観点を重視するならば、戻し入れを行うことに合理性がみいだせる。また、経営者のインセンティブについてみれば、戻し入れに対してインセンティブとディスインセンティブが対照的に存在している。このため、両方が相殺されて、企業は実態にもとづいた適切な資産評価を行う可能性がある。このように資産評価をめぐる対称性という観点にもとづくと、資産再評価を行う意義や合理性がみいだせる。

7. 第6章 日本がかつて行われた資産再評価の分析

第6章では、海外における資産再評価の分析を踏まえて、日本がかつて経験した2つの資産再評価を取り上げた。1つは1950年代における資産再評価法であり、もう1つは比較的最近に行われた土地再評価法にもとづいた再評価である。これらを主に会計理論の観点から分析・評価した。この結果、日本における2つの資産再評価は、いずれも理論的な問題を抱えていることを明らかにした。具体的には次のとおりである。

1950年代の資産再評価法については、次の3つの問題がある。第1は、1954年に行われた第3次強制再評価を除いて、いずれも任意再評価とされ、このため再評価の実施をめぐる理論的な根拠と一貫性を欠いていた点である。第2は、適用対象資産について積極的な規定がなく、再評価される資産に一貫性が欠如していた点である。第3は、時価の測定は上限額だけが規定されていたことであり、測定に関しても理論的な説明が困難であった点である。

一方、土地再評価法については1950年代の資産再評価法と比較した場合、時価の測定を5つの価格指標に限定したことによって測定の明瞭性が改善された。しかし、任意再評価、かつ対象資産が事業用土地に限定されている点で、理論的な一貫性は依然として欠落している。

また、土地差評価法をオーストラリアやイギリスにおける資産再評価の会計基準と比較すると、土地再評価法では再評価の機会が1度だけであり、その後の更新は行われない。これに対して、海外基準では毎期ではないが、定期的な更新が求められている。これにより、土地再評価法は再評価情報の信頼性や価値関連性を大きく低下させていると推察できる。また、土地再評価法の対象は事業用土地であり、海外基準より適用対象資産が限定的である点でも理論的な一貫性に欠けていた。

さらに、土地再評価法では再評価情報の有用性という観点が欠落していることも明らかにした。土地再評価法は海外基準と比べると開示ルールが少なく、再評価の実施日と、測定方法、再評価前後の簿価を開示するだけである。これに対して、海外の資産再評価の会計基準では再評価に関する詳細な情報開示が求められていた。

8. 第7章 実証的素材を収集するための分析フレームワークと海外における実証研究のレビュー

第7章では、日本の土地再評価法を分析する枠組みを構築するとともに、資産再評価をめぐる海外の実証研究をレビューした。分析枠組みは図表7-4(p.116)に示すとおりであり、この構築にあたっては土地再評価実務を詳細に観察した。

海外の実証研究の要約は、図表7-9(p.125)や添付資料6~9(pp.130-134)に示すとおりである。先行研究が取り組んできた課題は次のとおりである。第1に企業が資産再評価を行うインセンティブは何かについてである。これには主に、真実かつ公正な概観の提供、株式配当財源の確保、債務契約費用の抑制、政治費用の抑制、テイクオーバーに対する防衛、企業価値に関する情報の非対称性の緩和などが発見されている。

第2は、時価測定の信頼性についてである。これについては、概して信頼しようという実証結果が報告されており、とくに経営者より外部評価人が測定する方が信頼性は高まるとされている。また、再評価に対する監査を調査した研究によれば、監査人は企業のインセンティブを見透かしており、その違いによって監査内容が変更されていることが明らかにされている。

第3は、証券市場の反応について、すなわち再評価情報の価値関連性についてである。これについては、再評価情報と証券市場の反応に正の相関関係が発見されている。この点では再評価情報が投資家の期待形成に対して価値関連的でありうるが、一方で再評価情報と証券市場反応の因果関係、つまり証券市場関係者はどのようなロジックで資産再評価を評価しているのかについては、いまだ十分に解明されているとはいえないことを明らかにした。

9. 第8章 土地再評価と経営者のインセンティブに関する分析

第8章から第10章では、日本の土地再評価について実証分析を展開している。分析の内容と主な結果は、図表11-1(p.181)に要約するとおりである。

第8章では、土地再評価の実施をめぐる経営者のインセンティブについて分析を行った。土地再評価法は任

意適用であったが、そこで再評価を行った企業の論理を解明することが分析課題である。海外の先行研究は、負債比率を低下させて債務契約コストを低減させるねらいなどを指摘しているが、本論文ではそうした仮説も検証する一方で、日本企業の経営行動と土地再評価との関係に重点的に着目した。分析方法上の特徴は、含み損益の処理額にもとづいて再評価実施サンプルを分類し、それぞれについてモチベーションを解明しようと試みた点である。

分析の結果は、図表8-7(p.146)に要約したとおりであり、次の4つの仮説と一貫する証拠が得られた。第1はリストラクチャリング仮説であり、事業のリストラクチャリングを遂行するために土地の含み益を活用しようとするインセンティブである。第2は財務危機回避仮説であり、業績低迷によって減少した株主資本を回復させるために土地の含み益を活用しようとするインセンティブである。これは海外でも繰り返し実証されている有力な仮説であり、日本においても一部の企業に限ってみられた。第3は透明性向上仮説であり、財務諸表の透明性を改善することで企業外部者との情報の非対称性を緩和させようとするインセンティブである。第4は減損会計対応仮説であり、将来の減損会計へ対応するために事前に土地の含み損を処理しておこうとするインセンティブである。

これらの結果から得られる重要な示唆は、土地再評価が日本企業の経営と密接に関わっているということである。日本企業は再評価差額金もたらす財務的効果だけに着目しているのではなく、土地の含み損益を処理するという行動を契機に、これを経営の推進に活用しようとする経営上の効果にも着目していることを明らかにした。

10. 第9章 土地再評価情報の信頼性に関する分析

第9章では、土地再評価情報の信頼性を分析した。土地再評価法では時価を決める際に5つの価格指標の利用を認めている。この5つの価格指標を信頼性の観点から評価するとともに、第8章で明らかにした企業のインセンティブが価格指標の選択にどのような影響を与えているかを検証した。分析の結果は次の4点である。

第1に、土地再評価を行った企業の半数が後に不動産売却益を計上していることを明らかにし、その理由は土地再評価の際に保守的な価格指標を選択していたからであることと併せて明らかにした。土地再評価で用いられる価格指標は公正価値とは一致しないため、このような現象が発生する。

第2に、企業は価格指標の特性を十分に理解し、状況や目的に合わせて測定方法を選択していることを明らかにした。まず、再評価を行うことによって多額の含み益が計上される場合、企業は保守的な測定方法を選択する。その理由は、土地の含み益を温存させておこうとする企業のインセンティブが働いていたことなどが考えられる。次に、株主資本比率が高い企業は保守的な測定方法を選択する。逆に、株主資本比率が低く、財務的健全性が悪化している企業は保守的な測定方法を選択しないことが明らかになった。最後に、土地の保有規模が大きい企業は鑑定評価を選択する傾向が認められた。その理由として、土地を多く保有する企業ほど日常から鑑定評価を使う機会が多いことが考えられる。

第3に、再評価後における簿価と時価の乖離度を分析した結果、再評価を実施してから時間が経過するほど、再評価後の簿価とその後の時価との乖離が大きくなることを確認した。したがって、再評価情報は適切に改訂されなければ、その情報の有用性が低下することを実証的に示した。一方、この乖離幅という観点から鑑定評価の能力を評価すると、他の公開価格指標に対する優位性は認められなかった。

11. 第10章 土地再評価情報の価値関連性に関する分析

第10章では、土地再評価情報の価値関連性を分析した。主要な検証課題は、再評価情報が追加的な株価説明力をどの程度もつかということと、日本の証券市場ははたして第8章で明らかにした経営者のインセンティブや第9章で検証した再評価情報の信頼性をどのように評価しているかである。分析結果は次のとおりである。

第1に、土地再評価を実施した全サンプルを対象にした場合、再評価差額金の追加的な株価説明力は認められなかった。ところが、第2に、そのサンプルを第8章で議論した4つのインセンティブにもとづいて分類した場合、財務諸表の透明性を改善させることを意図した再評価と、減損会計への事前対応を意図した再評価に対して証券市場は有意に反応していることを明らかにした。一方、証券市場はリストラクチャリングの遂行や財務危機を回避するために行われた土地再評価に対して、有意な反応を示していなかった。

第3に、第9章で議論した測定方法に対して、証券市場は保守的な測定方法に対して有意に反応していることを明らかにした。一方、独立評価人による鑑定評価に対しては有意な反応を示していなかった。この結果から、日本の証券市場は客観性が高いとされる独立評価人による鑑定評価より、保守的な測定をより重要視していることを明らかにした。

6. 終章 理論的素材と実証的素材の融合をめざして

終章では以上の分析と考察によって得られた理論的素材と実証的素材にもとづいて、資産再評価の会計理論と会計基準、および日本に対する示唆について考察を行っている。

まず、資産再評価の会計基準にはfair value型とvalue to the business型の2つのタイプがある。両者のモデルを抽象化して説明すれば、前者は特定の時価にもとづく資産再評価であり、後者は企業の状況に応じた時価測定と詳細な情報開示にもとづく資産再評価である。前者の特徴は比較可能性を重視し、経営者の裁量を制限していることであり、後者の特徴は企業の立場を重視していることである。

これらの会計基準を支える会計理論には、業績測定アプローチ、受託責任アプローチ、資本維持アプローチ、計算構造アプローチであり、これらは実証的素材のいくつかによっても支持された。時価の測定についていえば、資産再評価と後の営業パフォーマンスは相関することが発見されており、時価の測定が信頼可能で

あることが示唆される。また、価値関連性については、資産再評価と株式リターンが有意に関係していることや、貸借対照表に計上された再評価差額金がPBRを有意に説明することなどが発見されている。しかし一方で、現行の資産再評価の会計基準には理論的課題も残されている。第1は、資産再評価を行うか否かは任意であり、強制再評価ではない点である。第2は、資産再評価が行われる場合でも、すべての資産がその対象ではないことである。第3は、資産再評価が行われる場合でも、毎期定期的に行うものではないことである。第4は再評価差額金がプラスかマイナスかによって、その取扱いが異なる点である。そして、実証的素材のいくつかは、こうした理論的一貫性を欠くことが会計実務に与える影響を明らかにしており、資産再評価を会計理論の観点から一貫して説明するためには、以上の課題に取り組んでいく必要があることを示した。

また、日本を対象にした実証的素材には、海外の実証結果とは異なるものがあった。日本における土地再評価の特徴は、日本企業の多くが企業経営の一環として土地再評価を実施し、その内容は再評価差額金が多額に発生する場合には保守的な測定方法が選択され、これに対して証券市場はプラスの評価を行っていたという点にある。こうした日本の実務的な特徴を踏まえて、日本における資産再評価の会計基準のあり方を考えると、日本では経営者の裁量を排除して比較可能性を重視するfair value型の会計基準より、企業の立場を重視するvalue to the business型の会計基準の方が適合すると考えられる。日本企業は経営上の効果を期待して資産再評価を行うことが予想されるため、会計基準のあり方としては、ある程度企業の裁量を認めたとうえで、詳細な開示ルールを設定して再評価情報の有用性を保証する方がよいと考えられるからである。

最後に、本論文の第5章で行った資産評価の対称性に関する議論にもとづけば、日本における減損会計では減損損失の戻し入れを認めた方が合理的であると考えられることを指摘した。日本のように不況時に減損会計を導入する場合、業績不振に陥った企業を中心に減損処理を躊躇するケースが考えられるが、もし戻し入れが認められていない場合、経営者は減損が永久的であると確証するまで減損を認識しない可能性が考えられる。こうした観点から、戻し入れを認める方が、結果的に減損の早期認識を促す結果につながる可能性を指摘した。